

## 美浜町認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク支援対象者利用規約

(はじめに)

第 1 条 この規約は、美浜町認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、美浜町認知症迷い人 SOS 情報ネットワークの支援対象者における利用条件等について定めるものです。

(支援対象者の登録)

第 2 条 支援対象者（以下「対象者」という。）として登録できるのは、町内に在住し、認知機能の低下により行方不明になるおそれがある者としてします。

2 申請者は、対象者を登録する場合には、支援対象者登録申請書（以下「申請書」という。）を町に提出するものとし、その提出をもって本規約の記載内容に同意したものとみなします。

3 申請書の受付は、町の窓口業務受付時間内とし、登録に要する費用は無料とします。

4 町は、申請内容を確認の上、登録完了を支援対象者登録通知書により申請者に通知します。

5 町は、定期的に対象者に対する登録情報の確認をしますが、対象者に対する登録内容の変更又は登録を廃止する場合は、申請者はすみやかに町へ連絡をしてください。

6 申請者及び対象者（以下「申請者等」という。）が、この規約に違反した場合やその他町が不適切と判断した場合は、登録を抹消する場合があります。

(電子タグ)

第 3 条 前条の規定による登録をした申請者等は、電子タグ(以下「タグ」という。)を 500 円で購入できます。

2 申請者等は、前項の規定によりタグを購入した場合において、当該タグを故意又は重大な過失による故障により修理し、若しくは紛失等の理由により再購入する場合の費用については、当該費用の全額を負担していただきます。

3 更新に伴うタグの費用については、500 円で再購入できます。

(迷い人情報の配信)

第 4 条 申請者は、対象者が迷い人となった場合に町指定の連絡先へ情報配信を依頼します。

2 町は、申請者から行方不明になった時の状況等と公開可能な情報を確認し、迷い人情報の配信文を作成し、協力団体へ情報配信します。

3 申請者からの配信依頼は、24 時間受け付けますが社会通念上、適切ではないと思われる時間帯においては、協力団体に対する情報配信を行わないことがあります。

4 迷い人情報の配信を受けた協力団体から町へ情報が入った場合は、町は申請者に報告するほか、必要に応じた支援を行います。

5 町は、迷い人が発見された場合に協力団体に対して発見報告を配信します。

(免責事項)

第 5 条 町は、申請者等が事業を利用したことにより発生した損害及び申請者等が第三者に与えた損害などについて一切の責任を負いません。

(利用規約の変更)

第 6 条 この規約の内容の一部又は全部を申請者等への通告なしに変更する場合があります、この場合の利用条件等は、変更後の規約によるものとします。

附 則

この規約は、平成 28 年 10 月 1 日から施行します。

この規約は、令和 2 年 12 月 1 日から施行します。